第二条の三に次の二号を加える。

八　環境大臣の委託を受けて災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分を業として行う者（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。）

九　環境大臣から災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処分を業として行う者であつて、第二条第十三号イからニまでのいずれにも該当する者（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。）

第十七条第一項第一号中「水道部門」を「上下水道部門」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六十五号

平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年九月十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一　次に掲げる告示中「日本振興銀行株式会社」を削る。

一　平成十四年金融庁告示第三十五号

二　平成十三年金融庁告示第十七号（預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき金融庁長官が別に指定するものを定める件）

三　平成十六年金融庁告示第四十四号（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）

四　平成十四年金融庁告示第八十三号（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）

五　平成二十一年金融庁告示第六十五号（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件）

六　平成二十三年金融庁告示第六十五号（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件）

第二　平成十七年金融庁告示第四十九号（保険業法施行規則第二百十二条第四項等に基づき、金融庁長官が定める金融機関を定める件）の一部を次のように改正する。

第八号を削り、第九号を第八号とする。

○金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十五条第四項の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十四年九月十一日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示

中小企業等協同組合法施行規程（平成二十年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

○政治資金適正化委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年九月十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
二二五	二四、八、一七	奥　俊治
二二六	二四、八、一七	矢口耕太郎
二二七	二四、八、一七	横田　昌和
二二八	二四、八、一七	宮本たまみ
二二九	二四、八、一七	野村　俊輔
二三〇	二四、八、一七	菊池　浩
二三一	二四、八、一七	山地　良典

○法務省告示第三百七十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年九月十一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　川端　達夫

認証紛争解決事業者の名称及び住所

愛知県司法書士会
名古屋市熱田区新尾頭一丁目十二番三号

認証年月日

平成二十四年八月三日

○法務省告示第三百八十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国コネティカット州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年九月十一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　川端　達夫

氏　名　リサ・ヴァレントーヴィッシュ
生年月日　千九百六十七年七月四日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第三百八十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年九月十一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　川端　達夫

氏　名　スコット・アレン・ジャロワイスキ
生年月日　千九百六十九年二月十一日
国　籍　アメリカ合衆国

○外務省告示第三百五号

平成二十四年三月十九日にカイロで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十四年八月二十六日に効力を生じた。

平成二十四年九月十一日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエジプト・アラブ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百二十七億千七百万円（三二、七一七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、カイロ地下鉄四号線第一期整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従つて、エジプト・アラブ共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、エジプト・アラブ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・二パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十三年とする。

(e)　借款の未支出残高に対して年〇・一パーセントの率で手数料が課されることになる。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。